

意見書案第2号

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和6年 6月27日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者

京田辺市議会議員

片岡 勉

〃

〃

青木 綱次郎

〃

〃

田原 延行

〃

〃

河田 美穂

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書（案）

令和6年能登半島地震へのさらなる災害対応と一日も早い被災地の再建が望まれるなか、全国的にも近年において、多発化、大規模化している地震、台風や局地的豪雨等の風水害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の寸断や崩壊、土砂崩れなど、甚大かつ深刻な被害をもたらしており、地方自治体におけるさらなる防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、国及び地方自治体、民間が一体となって防災・減災、国土強靭化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図ることが重要であり、本市は、厳しい財政状況の中、防災・減災対策を着実に進めようとしているが、必要となる財源の確保という大きな課題に直面している。

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方自治体にとって極めて重要な財源であるが、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置であり、防災・減災対策を着実に進める上で、制度終了が各地方自治体の大きな懸念材料となっている。

よって国におかれては、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているが、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
2. 地域の実情に応じて、起債対象事業の更なる拡大及び要件緩和並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など、一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

意見書案第3号

再審法改正を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『再審法改正を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和6年 6月27日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者	京田辺市議会議員	国重 昂平
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	菊川 和滋
〃	〃	田原 延行
〃	〃	河田 美穂

再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、犯人とされた者やその家族の人生を狂わせる国家による人権侵害である。しかしながら、人の運用する制度である以上、ときに誤判が生じるおそれは拭きできず、誤判により生じたえん罪被害者は迅速に救済されなければならない。

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、日本弁護士連合会の「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議（令和5年6月16日決議）」では、刑事訴訟法に再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

近年、再審事件の動向に関する報道により、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などから再審法の問題点も指摘されている中で、地方議会においても再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

ついては、国におかれでは、えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣